

厚生委員会会議録

平成28年9月26日(月)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:05

案 件

1. 議案第 99号 平成28年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)
2. 議案第102号 飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
3. 議案第103号 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
4. 議案第115号 指定管理者の指定(飯塚市穂波福祉総合センター)
5. 認定第 16号 平成27年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定

【 報告事項 】

1. 飯塚第1体育館等の施設整備の検討状況について (健幸・スポーツ課)
2. 健幸の森市民プールで発生した転落事故について (健幸・スポーツ課)
3. 街なか子育てひろばの移転について (子育て支援課)
4. 障がい者相談支援事業にかかる今後の取り組み(基幹相談支援センターの設置)について (社会・障がい者福祉課)

○委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

「議案第99号 平成28年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○高齢者支援課長

「議案第99号 平成28年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」の説明いたします。補正予算書17ページ、18ページ、第1表債務負担行為をお願いいたします。

平成29年度に新たに3カ所の地域包括支援センターを設置するにあたり、契約や保険者への届出、受託者との事務取扱の調整等の準備行為が必要となるため、地域包括支援センター運営委託料について、平成28年度から平成29年度まで4337万4千円を限度額として債務負担行為を行うものです。平成29年度には、幸袋地区、飯塚東地区、潁田地区の3つの日常生活圏域に設置を予定しております。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第99号 平成28年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第102号 飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

議案第102号の補足説明をいたします。議案書の10ページをお願いいたします。

今回の改正は、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、「福岡県ひとり親家庭等医療費支給制度」の改正が行われましたことから、所得制限等に係る関係規定を整備するものでございます。議案書11ページから12ページにかけまして、新旧対照表をつけておりますが、これによる説明は省略させていただき、主な改正内容についてご説明いたします。

ひとり親家庭等医療費の支給にあたりましては、児童扶養手当法施行令に定める所得制限の規定を準用しておりますが、本年8月から児童扶養手当の加算額が増額され、あわせて加算額の支給にかかる所得制限が新たに設けられたところです。

このため、ひとり親家庭等医療費支給制度において準用します施行令の規定に項ずれが生じたことから、関係規定の整備並びに文言の整理等を行うものでございます。

なお、今回の改正によって、所得制限の内容そのものに変更が生じるものではございません。施行期日につきましては、平成28年10月1日といたしております。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

児童扶養手当の加算があったということになるのに、所得制限の金額は変わらないというところを、ちょっと詳しく教えてください。

○医療保険課長

今回の児童扶養手当の加算額が増額されまして、8月から増額されておりますが、この支給に係る所得制限の規定が、施行令の第2条の4でございますが、この制限に係る規定が第3項、4項、5項と追加をされましたことで、もともとひとり親家庭等医療費支給制度において、準用しておりました規定が4項、5項でありましたものが、3項追加された関係で、あとにずれて、7項、8項というふうに項ずれをただけでございます。

○宮嶋委員

金額は加算されたけれども、所得制限の計算には関係がないということですね。それと、「超える」と「以上である」というふうに、わざわざ書き換えてあるが、この意味を少し教えてください。

○医療保険課長

本市のひとり親家庭等医療費支給制度につきましては、県の制度に準じて制度設計をしておりますが、今回、県におきまして、所得制限の限度額適用につきましては、関係法令の準用規定にあわせる改正が行われましたことから、本市におきましても、それにならい改正をしようとするものでございます。

○宮嶋委員

単純に言ったら、超えるというほうが、金額が上がるから、これは1円とかいう計算なんでしょけど、いいのかなと思ったけれど、法律が変わったから、文言が変わったということですね。それと一番最後に、「政府」を「全国健康保険協会」に改めるというふうに書いておりますが、これは国ではなくて、いわゆる社会保険庁ではなくて、全国健康保険協会というのが、この事業の主体をやっているということなんでしょいか。これはいつから変わったんでしょうか。

○医療保険課長

この新旧対照表で政府とありますが、これは中小企業等で働く従業員やその家族の皆様が加入されている健康保険、いわゆる当時は政府勸奨健康保険と言われておりました。これが、平成20年10月1日に新たに全国健康保険協会というものが設立されまして、以後、協会が運

営することとなっております。それにならしまして、今回、改正をさせていただくというものでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第102号 飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第103号 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

議案第103号の補足説明をいたします。議案書の13ページをお願いいたします。

今回の改正は、本年10月からの「福岡県重度障害者医療費支給制度」の改正等に伴い、所得制限等に係る関係規定を改正しようとするものでございます。

議案書15ページから16ページにかけまして、新旧対照表をつけておりますが、これによる説明は省略させていただき、主な改正内容についてご説明いたします。

はじめに、扶養義務者等の所得制限につきまして、支給対象者が12歳到達の年度末までにある場合には、県の制度改正にあわせ「特別障害者手当準拠」としておりましたものを「児童手当準拠」とし、所得制限を緩和するものでございます。

また、現行制度では、精神障害者保健福祉手帳1級の支給対象者につきましては、精神障がい者の「社会的入院」の解消を図るといった観点から、「精神病床への入院医療に要する費用」は、助成の対象外としておりましたが、子ども医療費支給制度との不均衡を是正するため、18歳到達の年度末までにある場合には、助成の対象とするものでございます。

なお、その他、関係規定の整備並びに文言の整理等を行っております。施行期日につきましては、平成28年10月1日といたしております。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

所得制限について、特別障がい者手当準拠を児童手当準拠に変えるということで、金額がこれで、ぐっと下がるんだろうと思いますけれども、大体どのくらいの所得金額が違ってくるのか、教えてください。

○医療保険課長

特別障がい者手当に準拠した所得制限額につきましては、例えば、扶養義務者の所得が扶養親族、例えば一人の場合ですと、653万6千円が所得制限額になります。これが児童手当に準拠しますと、扶養義務者に扶養親族一人がある場合、同じように一人の場合ですが、660万円ということで、6万4千円ほど制限が緩和されるということになります。これが扶養親族二人の場合ですと、23万1千円というふうに制限が緩和されております。

○宮嶋委員

このことによって、この恩恵を受けるというか、そういう人がふえるのではないかと思います。

すが、どのくらいふえるというふうな試算はされていますか。

○医療保険課長

申しわけありません。どれだけの対象者があるかというところまで、今のところ調べておりません。間違いなく、所得制限が緩和されますので、そこに入ってくる方々がいらっしゃるかと思われま

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第103号 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第115号 指定管理者の指定（飯塚市穂波福祉総合センター）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

「議案第115号 指定管理者の指定（飯塚市穂波福祉総合センター）」について、補足説明いたします。

議案書113ページをお願いいたします。指定管理者に管理を行わせようとする施設は「飯塚市穂波福祉総合センター」でございます。指定管理者の選定につきましては、平成28年4月1日から5月31日までの間、市報等で公募いたしました。

その後、飯塚市公の施設指定管理者選定委員会を6月13日、7月11日、8月8日と3回開催していただき、申請団体の提出書類及び面談に基づき、評価審査の結果、8月10日に指定管理候補者の答申を受けました。

つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この度、議会の議決を求めるものでございます。指定管理者となる団体は、飯塚市花瀬3番地1、株式会社トキワビル商会、代表者は代表取締役、斎藤 正宏です。

指定期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間でございます。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○佐藤委員

この団体に、施設の運営、施設の管理を業務委託するということですが、例えば近隣住民からとか、使用者からとか、苦情とかそういうことは出ていませんか。

○社会・障がい者福祉課長

サービスを展開する中で、管理運営の面でのさまざまな苦情、あるいは要望等につきましては、過去からもございました。例えば、周辺の清掃も含めて、施設の管理につきましては、その都度、誠実に事業者のほうに私のほうから、市役所のほうに連絡が入ってくるものですから、それは誠実にひとつも漏らさず、事業者に対して指示をいたしております。指示の中で、さまざまな点で、清掃関係、そして市民サービスを展開する中での接客の対応等につきましては、随時、修正を行うように指示をいたしておるところでございます。

○佐藤委員

誠実に指示を出しているということですが、誠実に迅速に対応していただいていますか。

○社会・障がい者福祉課長

清掃等につきましては、もとより、トキワビル商会という本業にあたる部分でございますので、厳しく叱責をする場合もございます。それで内容は、おおむね改善を進めているというふうに理解をいたしております。特にお風呂の関係あたりが、どうしてもその施設の性格上、1週間ほど、いわゆる循環型の風呂になっておりますものですから、そういった点でのお叱りを受けることがございますけど、これについても、最近は随時風呂の水質を毎日点検するようというところで、センター長、管理者に指示をいたしておりますので、その旨行き届くような形になっておるかというふうに考えております。

○佐藤委員

いま叱責する場面もあるということをおっしゃっていただきましたけども、それは迅速に対応していただけないときもあったということだと理解しますけども、今後もそういうことがないように、必ず皆さんが、地域住民も使用者も気持ちよく施設を利用していただけるように努力していただきたいことと、これは平成16年に開設しているんで、もう設備のほうもそろそろ痛みが出てくることだと思いますんで、この団体のほうと連絡を密にとって、運営していただくことを要望しておきます。お願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

いま水質の話があったんですけど、毎日水質検査をするようにという指示をしたということで間違いはないですか。それまでは、してなかったケースがあったのかどうなのかも含めて、お答え下さい。それは法で定められているのは毎日とかではないのかどうかもあわせて。

○社会・障がい者福祉課長

先ほど申しました答弁でございますけど、もとより、その施設に設置しております入浴施設につきましては、循環型でございます。いわゆるかけ流しのお風呂とは違うということでございます。保健所の指導によりますと、10日に1回水を抜いて、清掃しなさいという指導を受けておりますので、これは確実に行わせております。あとは水が循環するわけでございますが、どうしてもその中では、塵芥等が出てまいりますので、それは水質の検査というよりも定期的に時間を見計らってお風呂に入って、お客様がいらっしゃる中ですが、例えば網で塵芥類をすくうとか、それからお風呂の周辺の洗い場あたりについても整理をするようにというようなことで、この頻度を高めておるといふような状況でございます。そういった意味での指導というふうなことを行っておるといふことでございます。

○江口委員

お聞きしているのは水質検査に関しては、法かなにかで定められているのかどうか一点、それとそれが現実にはどうなされていたのか、その点はどうか。

○社会・障がい者福祉課長

確実に水質検査というふうな形で保健所の指導はございません。法的なものは、特にありません。しかし、循環型というお風呂の構造上、保健所の指導を受けるときに、10日に一回は水をかえなさいというふうな形でございましたものですから、それについては確実に行っておるといふような状況でございます。

○江口委員

法的縛りはないということによろしいんですね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩10:21

再開 10 : 24

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

失礼しました。浴室の水質検査につきましては、レジオネラ菌、大腸菌、それから濁度、過マンガン酸カリウム消費量というものを、年2回検査をするというふうになっております。それと残留塩素の測定は、浴槽を毎日6回、定期的に時間を設けて、朝の9時から夜の9時まで開けますので、それを均等に分けて、毎日6回というふうな形で、入浴施設については、検査をしなければならないというふうな形になっております。それとあわせて保健所の指導は、先ほど申しましたとおり、そういうふうな水を抜きかえなさいという指針がありますものですから、その水質の指針、浴室の管理運営の指針にしたがって、いま行っておるという状況でございます。

○江口委員

ということは、決まりがあるということですよ。それについてはチェックはなされているのですか。それともその点について、何らかのミスがあって、やっていないところがあって、指摘をしたということなのかどうか、そこら辺についてはどうなっているのか、お答えください。

○社会・障がい者福祉課長

法的に義務づけられたもの、それから保健所のほうから指示があった指導につきましては、確実にこれを履行いたしております。そして、その旨の報告を業者からもらっているところでございます。

○江口委員

ということは、今までそれについてはきちんとなされていたということによろしいですね。先ほど、指摘をしたという話があったのですが、そうではなくて、水質検査についてはきちんとは決まりどおりになされていて、問題はなかったということによろしいですか。

○社会・障がい者福祉課長

そのとおりでございます。

○江口委員

議案書の中に募集時点での指定管理料の上限額が書いてあるんですが、これはあくまでも上限額ですよ。提案がどうだったのか、並びに今までの現行の指定管理料としてはどうなっているのか、お聞かせいただけますか。

○社会・障がい者福祉課長

28年度までが5年間ということですが、この中で現行の委託料は、4834万2千円ということですが、29年度から今回、債務負担行為を設定させていただいておりますものが4655万8千円となっております。

○江口委員

今回の提案は4655万8千円だった。これで5年間やるという理解でよろしいですか。これは現行が4834万2千円だったのに対し、募集時点での上限額はおよそ100万円下がっているわけですが、そのあたりは何らかの要素があったのかどうか。そのあたりをお聞かせいただけますか。

○社会・障がい者福祉課長

この金額の設定定につきましては、これまで過去3年間の実績に基づきまして、3年間の平均した数値をもとに検討委員会のほうで、これは職員のほうで設置しております委員会になりますけれども、その中で数値を設定したものでございます。その要素というふうな形でございますけれども、内容によっては管理費あたりの中での修繕料など、そういったものも入っておりますので、一概にこれはどこが下がったということをお知らせすることは難しいところがあり

ますけど、基本的な管理費の部分が下がっていると。例えば、管理費の中でも事業にかかる管理費ではなくて、事務費的なところでの修繕料とか、そういったものが少し下がってきたりとかいうことはしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○宮嶋委員

金額的なことを聞こうと思いましたが、いま質問されましたので、あとは管理の体制ですね、金額が下がってきているということですけども、人件費を削減しているとか、人数を減らしているとか、そういう中身については把握ができていますでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

現在、センターの管理運営の組織及び配置人数は、常時センター長以下9人体制で行っておりますけれども、その金額についての人件費の差ということは、特に考えておりません。

○宮嶋委員

人数を減らしたというようなことはないということですね。

○社会・障がい者福祉課長

ございません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第115号 指定管理者の指定（飯塚市穂波福祉総合センター）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第16号 平成27年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健幸・スポーツ課長

「認定第16号 平成27年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」について、説明をいたします。

別冊の決算書1ページから2ページをお願いします。収益的収入及び支出のうち、収入からご説明いたします。第1款病院事業収益、第1項医業収益につきましては、その主なものといたしまして、普通交付税病床分及び救急病院分交付金で、決算額は当初予算額と同額の2億1474万1千円となっております。

第2項医業外収益につきましては、その主なものといたしまして、会計基準の見直しにより新たに発生した現金を伴わない収益である長期前受金戻入、病院事業債利息のうち交付税措置分の一般会計補助金及び合併特例債の指定管理者負担分等となっております。予算額2億1149万9千円に対し、決算額2億1468万3999円となり、318万4999円が増額となっております。これは、決算において新棟建物の資産を法の基準による耐用年数ごとに細分化したことにより一部の資産の耐用年数が短くなったため、当初予算より長期前受金戻入が増額となったことによるものです。

第3項特別利益につきましては、過年度に長期前受金戻入として収益化できなかった分を当該年度に収益化したもので、今年度は60万619円となっております。これも、現金を伴わな

い収益となっております。

次に支出についてご説明いたします。第1款病院事業費用、第1項医業費用につきましては、主に病院管理運営交付金2億1474万1千円、減価償却費2億7494万594円で、決算額4億9257万3232円となっております。

第2項医業外費用につきましては、病院事業債償還利息、市立病院管理運営協議会費用等で、予算額8464万円に対し、決算額3921万5793円となり、さきほどもご説明いたしました、長期前受金戻入と同様の理由により減価償却費が予定より多かったため増額となっております。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入からご説明いたします。第1款資本的収入、第1項企業債につきましては、予算額2億6340万円と継続費通次繰越額1億8610万円の合計額4億4950万円に対し、決算額2億1020万円となっております。増減額のうち2億3920万円を28年度へ繰り越し、10万円は不用額としております。

第2項出資金につきましては、合併特例債にかかる一般会計からの出資金でございます。予算額8780万円と継続費通次繰越額6200万円の合計額1億4980万円に対し、決算額7千万円となっております。増減額のうち7970万円を28年度へ繰り越し、10万円は不用額としております。

第3項補助金につきましては、病院事業債元金償還に対する一般会計からの地方交付税措置分でございます。予算額1671万1千円に対し、決算額1671万798円となっております。

第4項納付金につきましては、病院事業債償還元金のうち一般会計繰入金を除いた協会負担分及び起債対象外分の協会負担分でございます。予算額5883万5千円と継続費通次繰越額12万5000円の合計額5895万5500円に対し、決算額5780万4738円となっております。

次に、支出について説明いたします。第1款資本的支出、第1項建設改良事業費につきましては、予算額3億5247万5千円と継続費通次繰越額2億4822万5000円の合計額6億69万5500円に対し、決算額2億8044万5320円で3億1905万180円を28年度へ繰り越しております。これは、東棟及び診療リハビリ棟改修工事が入札不調等により、着手が遅れたため、28年度へ繰り越したものであります。

第2項企業債償還金につきましては、病院事業債償還元金でございます。

3ページをお願いいたします。以上によりまして、当年度純損失は1億176万3407円となっております。前年度繰越欠損金が1億660万8702円でありましたので、当年度未処理欠損金は2億837万2109円となっております。

4ページは「市立病院事業剰余金計算書」を、4ページ下段には、「市立病院事業欠損金処理計算書」を、5ページから6ページには貸借対照表を、7ページには「注記」を、8ページからは決算附属書といたしまして、事業報告書、キャッシュフロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書を添付いたしておりますのでよろしくお願ひします。

以上で簡単ですが、決算書の概要説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、資料要求があればお受けいたしたいと思ひます。資料要求はありませんか。

(な し)

資料要求はないということですので、本案は慎重をきして閉会中に審査するというところで、継続審査といたしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、4件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚第1体育館等の施設整備の検討状況について」、報告を求めます。

○健幸・スポーツ課長

飯塚第1体育館等の施設整備の検討状況について、ご報告いたします。

第1体育館、第2体育館の整備の方向性について協議するため、設置いたしました「飯塚市体育館等施設整備検討委員会」において、7月28日に開催した第2回会議において、「第1体育館は、隣接する第2体育館とともに建て替えが望ましい。」との意見で集約されたことは、前回の厚生委員会でご報告いたしておりました。

この決定については、8月30日開催の第3回会議におきまして、お手元に配付しておりますとおり、中間報告としてまとめられ、去る9月7日に正副委員長において、市長へ提出されたところであります。

建て替えが望ましいとの意見となった主な理由は、①耐震基準を充足していないこと、②耐震補強をしても耐用年数は伸びないこと、③改修では駐車場不足が解消できないことでありました。

この決定を受けまして、飯塚市としても「今後、飯塚第1体育館及び第2体育館につきましては、建て替える方向で検討を進める。」と、決定をいたしましたので、ご報告いたします。

なお、今後は、現在継続して審議が続けられております「飯塚市体育館等施設整備検討委員会」と並行して、飯塚市においても事業内容について検討をまいります。

以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「健幸の森市民プールで発生した転落事故について」、報告を求めます。

○健幸・スポーツ課長

健康の森市民プールの指定管理者より、9月3日に発生した事故について報告がありましたので、その概要について報告いたします。

平成28年9月3日、午後7時20分頃、健幸の森市民プール内、レジャープール通路において、シャワーの不具合を点検するため、作業員が地下ピットを開放し、作業後、一時的に現場を離れたところ、とおりにかかった利用者の方が、1.6メートル下のピット内に転落し、骨折をするという事故が発生いたしました。

被害者の方は、救急搬送され、治療後、現在は自宅療養をされております。

原因につきましては、作業ピットのあるレジャープールが既に今年度の営業を終了していたため、利用者が通らないと思込み、安全対策をせずに作業をしていたことが原因であります。

今後は、被害者の方と補償等について協議をしながら、二度とこのような事故が発生しないように、関係機関に対し、安全対策に万全を期すよう、徹底をまいります。

以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○秀村委員

飯塚市の関連施設で、このような事故は多分起こりえると思いますので、各施設でもう一度初期の対応のマニュアル等を確認していただきたいと思っております。それと、このけがをさ

れた方は、本当にちょっとひどい状態になっていますので、今後もケアのほうをどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○宮嶋委員

もうレジャープールを使っていなくて、通られることはないだろうという話でしたけども、それでも利用者の方がその場所に入れる状況になっていたということなんですか。

○健幸・スポーツ課長

そのとおりでございます。本来であれば、例えば通行止めにするとか、通路の入り口をシャットアウトしておくとか、そういう必要がございますけれど、そういった措置をとらずに作業をしていたということが原因でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「街なか子育てひろばの移転について」、報告を求めます。

○子育て支援課長

街なか子育て広場の移転について、ご説明いたします。資料の街なか子育て広場の概要と位置図、そしてチラシをお願いいたします。中心市街地活性化事業の中の飯塚本町東地区土地区画整理事業において、整備いたしました街なか子育て広場を現在の東町商店街から資料の位置図のとおり、移転をいたします。親子で遊べる場所を提供し、子育てに関する相談を行うことにより、子育て家庭の支援を図り、子育てを応援しようとするものです。10月1日、土曜日からプレオープンし、10月15日、土曜日に永楽まちびらきフェスタにおいて、開所式を開催いたします。街なか子育て広場の概要をお聞きになってください。ご説明いたします。設置場所は、住所は本町11番10号、開設時期は10月1日からプレオープンです。施設の規模として、延べ床面積は1099.66平方メートル、1階が528.31平方メートル、2階が547.01平方メートル。そして屋上が24.34平方メートルとなっております。屋上には夏にプール遊びができればと考えて整備しております。開設時間などは、今までと同じで午前8時30分から午後5時までとし、日曜日と国民の祝日はお休みです。最大利用人数は最大で72組です。玉置の街なか子育て広場より、1.5倍の広さとなっております。実施事業ですけども、子育て家庭の親子が交流するための場の提供と親同士の交流促進、子育てに関する相談援助、そして子育て関連情報の収集と提供などを行っております。駐車場は街なか子育て広場1階の駐車場に約10台とめられます。無料となっております。そして今までどおり、飯塚立体駐車場と本町駐車場が利用できます。利用は4時間で利用料は減免となっております。

以上簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

報告は終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

利用料を免除というふうに書いてあるのに、減免と言われていましたが。

○子育て支援課長

失礼しました。訂正いたします。4時間は利用料免除といたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○森山委員

いままで玉置のあとでしたが、その後、何か利用される予定はないんですか。

○子育て支援課長

3月31日までに現状復帰するというので、工事をするようになっておりますが、それ以降の利用というのは、今のところないです。

○森山委員

昨日たまたま、玉置さんのうしろに駐車をさせていただいて、なかを見ると、おじさんたちが碁を打ってあるんですね。だから、そのところのそういう要望的なものがあるのかなのか。多分、個人的にはそのまま残していただいて、市が管理できるのであれば、そういうお年寄りが集まって何かできるのではないかと。要するに、子育てばかりでなく、65歳、70歳が3人にひとりぐらいになっているので、ご年配の方々のそういう遊び場がないんですよ、意外と。そういう方も街なかを歩いて来られるし、そういう方たちは車もあんまり乗れないんで、やっぱりそういう遊ぶ場をなにか我々がそこに、いろいろとお金もかかることだろうし、そこでいくらかの入場料を払って、1日遊べるとかというような形のことは、全然考えてはないのか、どうなのでしょう。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:49

再開 10:50

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

子育て広場は、今現在、休館中ですけども、そこは本当に広いですし、とても使いやすいと思うので、とてももったいないというふうな形では思っていますけども、現状のところでは何かに使いたいというようなことはあっておりませんので、把握しておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

こうやって施設ができるのは喜ばしいことなんですけど、あとはこれが利用しやすい形かどうかだと思っています。それを考えるときに、開設時間及び休日なんです。日曜及び国民の祝日や休日なんですけれど、天気がいい日は、外で筑豊緑地などいろんな公園もありますから、そこで遊んでくれということもありかもしれませんけれど、特に雨が降ったりするときに、どこに行こうということを見ると、こういった日曜日は、子育て支援センターが幾つかある中で、1つぐらいは開けておくというふうな対処ができないのかなと思ったりしておりますが、そういった点については何らかの協議はされたのかどうか、お聞かせいただけますか。

○子育て支援課長

街なか子育て広場の利用実態を見ましたら、一日平均40組ありまして、商店街が休みの水曜日も約40組ぐらいが出ております。日曜日を開けて下さいというような要望も少しずつは出ておりますので、そうになりましたら水曜日も含めた日曜日開所については、今から検討、協議をしていかなければいけないということは考えております。

○江口委員

そういった要望もあるというふうな形でございます。ぜひ、そういったことを先回りして検討していただきたいと思っています。ぜひ、上がってきたからやるよりも、どういった形が望ましいか考えていただいて、検討していただきましたらと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○宮嶋委員

新しいところができるということですけども、先だってから一般質問で行われていましたよ

うに、当初の予定ではなければならなかった穂波の子育て支援センターが結局なくなったままですが、この間から質問もあっていたんですが、その後、そういうことについて検討されたのかどうか、お尋ねします。

○子育て支援課長

まだ議会中でもありまして、そういう検討は、今のところ行っておりません。

○宮嶋委員

今後、検討されるのかどうか、部長にお尋ねします。

○こども・健康部長

一般質問でも、お答えを申し上げておりますが、状況については把握するように検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「障がい者相談支援事業にかかる今後の取り組み（基幹相談支援センターの設置）について」、報告を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

現在、飯塚市・嘉麻市・桂川町の2市1町で共同実施しております「障がい者相談支援事業」につきましては、圏域5カ所の障がい者福祉関係法人やNPOの施設に障がい者生活支援センターを設置し、業務を委託することで障がい当事者の相談支援を進めてきたところですが、今後の相談支援環境の変化などを踏まえ、これまでの事業の形態を見直し、5つのセンター機能を集約した基幹相談支援センターを目指したいと考えております。

この相談支援事業は、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして、平成18年度から市町村の必須事業と規定されまして、現在、各障がい者生活支援センターにおいて、障がいに関する様々な相談に対し、相談支援専門員が支援を行っているところです。

圏域の相談支援環境の変化の一つ目として、障害者自立支援法の改正により、平成24年度から全ての障がい福祉サービス利用者に「計画相談支援」の導入が必須化され、「サービス等利用計画（介護保険のケアプランにあたるもの）」を作成する「指定特定相談支援事業所」が圏域に次々に開設され、平成27年度末においては、飯塚14、嘉麻9、桂川1の24事業所できております。

これにより、従来から5つの障がい者生活支援センターが果たしてきた役割の一部である各種サービスの利用支援やサービスの調整を通じた日常生活・社会生活面の相談への対応などを担う社会資源が整ってきたところです。

その一方で、個別具体的な計画相談支援を通して見えてくる相談支援の質を維持・向上させることが課題となってきております。

相談支援環境の変化の二つ目として、平成26年度から改正精神保健福祉法が施行され、精神障がい者の地域生活への移行を促進するため、入院者や家族からの相談に応じて病院と連携するなどの新たな役割が求められており、それに対応できる専門的な相談支援が必要となってまいりました。

地域移行・地域定着の促進の取り組みが求められるなかで、障がい者支援施設や精神科病院等への啓発や地域生活を支えるための体制整備に係る調整を行う基幹相談支援センターの役割がますます重要となってきています。

障害者虐待防止法施行に伴い、現在、5つの障がい者生活支援センターが障がい者虐待防止センターとしての業務を担っておりますが、平成27年度の虐待に関する問い合わせや通報などの件数は、9件となっております。問い合わせなどの件数の増に加え、事案の対応には高度な

相談支援や協議・調整を必要とし、会議などに時間を費すことも多く、各センターの相談支援専門員に係る負担が大きく、今後は組織力による相談支援業務が求められています。

これらの環境の変化に伴う課題に対応する相談支援機関として、「地域における相談支援の中核的な役割を担う機関」である基幹相談支援センターの設置が必要となっており、

国の要綱により、基幹相談支援センターでは、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じてこれら4つの業務を行うこととされています。

基幹相談支援センターには、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師などを配置することとなっています。

県内においては、現在13の基幹相談支援センターが設置されており、最近では直轄地区2市2町や久留米市が基幹センターを設置するなど、県内でも相談支援の充実・強化のため設置が進んでいます。

圏域において基幹相談支援センターを設置した場合には、現在5カ所の障がい者生活支援センターが基幹相談支援センターとして集約して効果的に業務を行うことができるようになります。主に高い専門性が求められるものや複雑困難な事案を取り扱い、一般的な相談対応は引き続き行いながらも、指導や助言とともに圏域にある24の指定特定相談支援事業所などに引き継ぐこととなります。

また、発達障がい児などを対象とした療育面における圏域の相談支援機能を強化するため、児童の評価や訓練プログラム等に関する専門職員を現在、穎田にあるフォスクに配置しておりますが、圏域の特色として、引き続き、その業務を行ってまいります。

これにより、障がい者・障がい児の様々な相談や問い合わせに対応できる体制を充実させていきたいと考えているところです。

業務内容は、国の要綱が示している4本の柱を基本としながら、地域の実情に応じた障がい者等への支援体制の強化を図るため、その業務を行います。このことは、当事者にとって大きなメリットとなってまいります。

人員体制等は、常駐の専門的職員を配置し、常勤と非常勤の職員に集約して、効果的に相談支援業務を実施してまいりたいと考えております。

現在の障がい者相談支援事業費は、交付税措置の対象となりますが、基幹相談支援センター設置に係る事業費は「地域生活支援事業費補助金」の交付対象となります。

一般的な相談窓口としての機能を一部残すものの、委託料の大部分が「基幹相談支援センター等機能強化事業」として国庫及び県補助の対象となる見通しです。総合してみると、財政上の効果も期待されるということです。

基幹相談支援センターとしての機能や条件を満たす場所としては、地域住民が利用しやすいわかりやすい箇所を設ける必要があると考えております。その他、バリアフリーでなければならないとかいうこともございますけれど、現在、この箇所については検討しておるところでございます。開所までのスケジュールですが、いま現在、さまざまな体制網を検討しております、29年度上半期を目途として、地域住民の皆さん、関係機関への案内や周知なども含めて、開所を予定しています。

以上、簡単ですが、障がい者相談支援事業にかかる今後の取り組み（基幹相談支援センターの設置）についての説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。